

4月から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まりました

高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が4月から始まりました。

運営は、都内の62区市町村が加入・設立した東京都後期高齢者医療広域連合が行っています。

今まで、後期高齢者医療制度とお伝えしていましたが、長年社会に貢献してこられた方々の医療費をみんなで支え、「国民みんなが長寿を喜ぶことができる仕組み」として「長寿医療制度」と呼ぶこととしました(ただし、これにより、「後期高齢者医療制度」の保険証の標記などは変わりません)。

●対象

次のすべての方が対象です。
 *75歳以上の方(自動的に加入/誕生日までに保険証を1人1枚送付)

*65歳~74歳で障害認定を受けている方(手続きが必要)

☆会社の健康保険に加入している方(被扶養者)は脱退の手続きが必要です。

保険料の計算

$$\text{保険料 (限度額50万円)} = \text{均等割額 (年額3万7800円)} + \text{所得割額 (所得割率6.56\%)}$$

所得割額の計算はこちら

$$\left(\begin{array}{l} \text{給与所得、} \\ \text{雑所得(年金など)、} \\ \text{配当所得、一時所得} \\ \text{などの合計額} \\ \text{※退職所得を除く} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ \text{(33万円)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{所得割率} \\ \text{6.56\%} \end{array}$$

●保険料のしくみ

保険料は、右の表のとおり、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で計算されます。

なお、所得に応じて、保険料が軽減される措置をとっています。また、会社の健康保険などの被扶養者だった方にも均等割額の軽減などの措置をとっています。

保険料の納付

仮徴収	4月(1期)	前年の所得が確定するまでは仮算定した保険料を納めます。 ※18年中所得で計算
	6月(2期)	
8月(3期)		
本徴収	10月(4期)	前年の所得が確定した後は、年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます。
	12月(5期)	
	2月(6期)	

●保険料の納付方法

保険料は原則として年金から天引きされます(特別徴収)。

4月から年金(介護保険料を徴収している年金)支給分より天引きされましたが、社会保険などの被用者保険から長寿医療制度に移行された方は、原則として10月に支給される年金から天引きが始まります。

ただし、次のいずれかに該当する方は、7月に送られる納付書や口座振替などにより市へ個別に納めていただきます(普通徴収)。

※年金額が年額18万円未満の方
 ※介護保険料と長寿医療制度の保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方

●保険料の納付時期

保険料の納付時期は上の表のとおりです。4月に天引きした保険料は、平成18年中の所得をもとに算出し仮決定した額です。この仮決定額は、7月に19年中の所得に基づいて算定し直されます。加入者には、算定後の保険料を記載した通知を7月中に送付します。

●窓口での自己負担割合

医療機関の窓口で支払う負担割合(1割または3割)は変わりません。この負担割合については、8月1日に、20年度の住民税課税所得などに基づいた再判定を行います。

●制度のお問い合わせは「広域連合お問い合わせセンター」へ
 ◇日時 月曜~金曜日の午前9時~午後5時(祝日を除く)
 ◇相談 ☎0570-086119、または、ファックス0570-0861075

☆多数の問い合わせが寄せられた場合は一時的にかかりにくくなる場合があります。
 ☆個人情報や政策判断を伴う内容にはお答えできません。

☆保険証や保険料に関する通知などが届かない、記載内容の誤りがあるなどの場合、また、PHS、IP電話をご利用の方は昭島市後期高齢者医療係までお問い合わせください。
 ※詳しくは、後期高齢者医療係へ。

長寿医療制度加入者の健康診査を9月に実施

長寿医療制度に加入されている方の健康診査を9月1日~30日に実施します。

受診券、医療機関一覧表、健診内容など詳しくは、8月下旬ごろに市から通知を送付します。自己負担額はありませぬ。
 ※詳しくは、後期高齢者医療係へ。